

◎新潟県告示第1192号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和4年11月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所  
羽茂川内水面漁業協同組合（佐渡市羽茂本郷659）
- 2 漁業権の免許番号  
内共第25号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

次の表の変更前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

変 更 後	変 更 前												
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、羽茂川内水面漁業協同組合が免許を受けた内共第25号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うぐい、いわな及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)</p> <p>第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、たも網又は投網による遊漁の場合には口頭で、しなければならない。</p> <p>3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、たも網又は投網による遊漁の場合には、第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。</p> <p>4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。</p> <p>(漁具・漁法の制限)</p> <p>第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">漁具・漁法</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">規 模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投網</td> <td>網の全長 3.6m以内。</td> </tr> <tr> <td>たも網</td> <td>直径1m以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(遊漁期間)</p> <p>第4条</p>	漁具・漁法	規 模	投網	網の全長 3.6m以内。	たも網	直径1m以下	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、羽茂川内水面漁業協同組合が免許を受けた内共第25号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うぐい、いわな及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)</p> <p>第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請は、手釣り、竿釣り、たも網又は投網による遊漁の場合には口頭で、しなければならない。</p> <p>3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣り、竿釣り、たも網又は投網による遊漁の場合には、第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。</p> <p>4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。</p> <p>(漁具・漁法の制限)</p> <p>第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">漁具・漁法</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">規 模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投網</td> <td>網の全長 3.6m以内。</td> </tr> <tr> <td>たも網</td> <td>直径1m以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(遊漁期間)</p> <p>第4条</p>	漁具・漁法	規 模	投網	網の全長 3.6m以内。	たも網	直径1m以下
漁具・漁法	規 模												
投網	網の全長 3.6m以内。												
たも網	直径1m以下												
漁具・漁法	規 模												
投網	網の全長 3.6m以内。												
たも網	直径1m以下												

次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期間
あゆ	8月1日から11月30日まで
うぐい	1月1日から12月31日まで
いわな	3月1日から9月30日まで
やまめ	3月1日から9月30日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては右欄の期間中は遊漁をしてはならない。

区域	期間
佐渡市羽茂飯岡地内九ヶ田取水堰の上流から一ノ関頭首工下流端に至る羽茂川の区域。佐渡市上川茂771-46にある外山ダム農林水産省NO. N10とA11を結んだ線の延長と対岸を結んだ地点より上流、佐渡市上川茂673-9にある外山ダム農林水産省杭NO. 575と佐渡市外山151-2にある杭395-2を結んだ地点から下流までの区域。	1月1日から12月31日まで

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種について、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものはこれを採捕してはならない。

魚種	全長
うぐい	体長15cm以下
いわな	体長15cm以下
やまめ	体長15cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁の額は次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項但し書きに規定する方法により納付するときは、200円を加算した額とする。

(1) 手釣り・竿釣り・たも網又は投網による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	手釣り・竿釣り	1日 800円
うぐい	投網・たも網	1年 4,000円
いわな		
やまめ		

次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期間
あゆ	8月1日から11月30日まで
うぐい	1月1日から12月31日まで
いわな	3月1日から9月30日まで
やまめ	3月1日から9月30日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては右欄の期間中は遊漁をしてはならない。

区域	期間
羽茂飯岡地内九ヶ田取水堰の上流から一ノ関頭首工下流端に至る羽茂川の区域。佐渡市上川茂771-46にある外山ダム農林水産省杭NO. A10とA11を結んだ線の延長と対岸を結んだ地点より上流、佐渡市上川茂673-9にある外山ダム農林水産省杭NO. 575と佐渡市外山151-2にある杭395-2を結んだ地点から下流までの区域。	1月1日から12月31日まで

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種について、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものはこれを採捕してはならない。

魚種	全長
うぐい	体長15cm以下
いわな	体長15cm以下
やまめ	体長15cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁の額は次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項但し書きに規定する方法により納付するときは、200円を加算した額とする。

(1) 手釣り・竿釣り・たも網又は投網による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	手釣り・竿釣り	1日 800円
うぐい		1年 4,000円
いわな	投網・たも網	1日 800円
やまめ		1年 4,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。但し、手釣・竿釣・たも網又は投網による遊漁の場合には、当該遊漁をする場合において漁場監視員に納付することができる。

(1) 羽茂川漁業協同組合事務所

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次に掲げる区域内における川底を攪はんしてはならない。

\*佐渡市羽茂飯岡地内九ヶ田取水堰の上流から一ノ関頭首工下流端に至る羽茂川の区域。佐渡市上川茂771-46にある外山ダム農林水産省杭NO. N10とA11を結んだ線の延長と対岸を結んだ地点より上流、佐渡市上川茂673-9にある外山ダム農林水産省杭NO. 575と佐渡市外山151-2にある杭395-2を結んだ地点から下流までの区域。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、しないものとする。

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第12条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第8条及び第9条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。但し、手釣り・竿釣り・たも網又は投網による遊漁の場合には、当該遊漁をする場合において漁場監視員に納付することができる。

(1) 羽茂川漁業協同組合事務所

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次に掲げる区域内における川底を攪はんしてはならない。

\*羽茂飯岡地内九ヶ田取水堰の上流から一ノ関頭首工下流端に至る羽茂川の区域。佐渡市上川茂771-46にある外山ダム農林水産省杭NO. A10とA11を結んだ線の延長と対岸を結んだ地点より上流、佐渡市上川茂673-9にある外山ダム農林水産省杭NO. 575と佐渡市外山151-2にある杭395-2を結んだ地点から下流までの区域。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、しないものとする。

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第12条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第8条及び第9条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し

当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

2 県内共通遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鶴川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号		
		羽茂川	内共第25号
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじます、こい、ふな、うなぎ	竿釣	13,200円(税込)	県下一円
こい、ふな	竿釣	6,050円(税込)	県下一円

3 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする

、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鶴川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号	国府川	内共第24号
御手洗潟	内共第10号	羽茂川	内共第25号
佐潟及び上佐潟	内共第11号		
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじます、こい、ふな、うなぎ	竿釣	12,000円(税抜)	県下一円
こい、ふな	竿釣	5,500円(税抜)	県下一円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市 <u>下赤谷245-1</u>
加治川漁業協同組合	新発田市 <u>住田510 新発田</u> <u>田市役所加治川支所内</u>
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区 <u>前新田304</u>
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市 <u>中央区西堀通4番</u> <u>町259-58</u>
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町 <u>津川2105</u> <u>番地6</u>
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区 <u>清五郎417</u>
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967
加茂川漁業協同組合	加茂市 <u>長谷121</u>
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町4-35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市 <u>石曾根798-2</u>
関川水系漁業協同組合	<u>妙高市美守2-1-38 1</u> <u>F</u>
桑取川漁業協同組合	上越市有間川 <u>667</u>
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生 <u>801</u>
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢 <u>中脇</u> 2426
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店、オンラインシステム等	

4 前項の遊漁承認証の様式は別記様式3のとおりと

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市 <u>塩沢543番地205</u>
加治川漁業協同組合	新発田市 <u>中央町4丁目10</u> <u>番4号</u>
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区 <u>柳原1-4-24</u>
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市 <u>東区津島屋3丁目</u> <u>48</u>
濁川漁業協同組合	新潟市北区松浜新町21-21
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町 <u>両郷乙</u> <u>555</u>
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区 <u>長潟949</u>
赤塚漁業協同組合	新潟市西区赤塚4716-4
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967
加茂川漁業協同組合	加茂市 <u>赤谷1-8</u>
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町4-35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市 <u>番神1-7-40</u>
関川水系漁業協同組合	<u>上越市子安新田4-67</u>
桑取川漁業協同組合	上越市有間川 <u>661</u>
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生 <u>3133</u>
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢2426
国府川漁業協同組合	<u>佐渡市飯持40</u>
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店等	

3 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第3号のとおり

する。

別記様式 1

遊漁承認証

表

No. 遊漁承認証	
下記のとおり遊漁を承認します。	
記	
遊漁者	(住所) (氏名) (年齢)
承認期間	月 日～ 月 日
魚種	
漁具・漁法	
遊漁区域	羽茂川
遊漁料	
発行者	羽茂川内水面漁業協同組合 印

裏

注意事項
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 遊漁者は遊漁をする時は本証を携帯しなければなりません。</li> <li>2. 本証を他人に譲渡または貸与してはなりません。</li> <li>3. 遊漁者は、漁場監視員の要求があった時は本証を提示してください。</li> <li>4. 除外される区域及び期間は次のとおりです。 (1) 佐渡市羽茂飯岡地内九ヶ田取水堰の上流から一ノ関頭首工下流端に至る羽茂川の区域。佐渡市上川茂771-46にある外山ダム農林水産省杭NO.△10とA11を結んだ線の延長と対岸を結んだ地点より上流、佐渡市上川茂673-9にある外山ダム農林水産省杭NO.575と佐渡市外山151-2にある杭395-2を結んだ地点から下流までの区域で1月1日～12月31日迄です。 (2) アユ漁は8月1日から11月30日迄です。 (3) いわな、やまめ漁は3月1日から9月30日迄です。</li> <li>5. 組合は稚魚放流、産卵床作成等の増殖事業及び漁場の整備、管理も行っています。</li> <li>6. 本証は原則として再発行しません。</li> </ol>

別記様式 2

漁場監視員証

表

No. 漁場監視員証	
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。	
氏名	(年齢)
住所	
有効期間	
発行者	羽茂川内水面漁業協同組合 印

裏

注意事項
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 監視員は巡回時には本証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。</li> <li>2. 監視員は、本証を必要な場合遊漁者に提示しなければならない。</li> <li>3. 監視員は必要な指示を行うことができる。</li> <li>4. 監視員は遊漁者が違反した時は遊漁の中止を命ずる事が出来る。</li> </ol>

りとする。

別記様式 1

遊漁承認証

表

No. 遊漁承認証	
下記のとおり遊漁を承認します。	
記	
遊漁者	(住所) (氏名) (年齢)
承認期間	1月1日～12月31日
魚種	
漁具・漁法	
遊漁区域	羽茂川
遊漁料	
発行者	羽茂川内水面漁業協同組合 印

裏

注意事項
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 遊漁者は遊漁をする時は本証を携帯しなければなりません。</li> <li>2. 本証を他人に譲渡または貸与してはなりません。</li> <li>3. 遊漁者は、漁場監視員の要求があった時は本証を提示してください。</li> <li>4. 除外される区域及び期間は次のとおりです。 (1) 羽茂飯岡地内九ヶ田取水堰の上流から一ノ関に至る羽茂川の区域。外山ダム佐渡市上川茂771-46農林水産省杭NO.△10とA11の延長と対岸を結んだ地点より上流、佐渡市上川茂673-9杭NO.575と外山151-2杭395-2を結んだ地点までの区域で1月1日～12月31日迄です。 (2) アユ漁は8月1日から11月30日迄です。</li> <li>5. 組合は稚魚放流、産卵床作成等の増殖事業及び漁場の整備、管理も行っています。</li> </ol>

別記様式 2

漁場監視員証

表

No. 漁場監視員証	
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。	
氏名	(年齢)
住所	
有効期間	
発行者	羽茂川内水面漁業協同組合 印

裏

注意事項
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 監視員は巡回時には本証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。</li> <li>2. 監視員は、本証を必要な場合遊漁者に提示しなければならない。</li> <li>3. 監視員は必要な指示を行うことができる。</li> <li>4. 監視員は遊漁者が違反した時は遊漁の中止を命ずる事が出来る。</li> <li>5. 漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。</li> </ol>

別記様式第3号

表

年度 遊漁承認証			
顔 写 真  (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
承認期間 自 ~ 至			
遊漁料 魚 種 いwana・やまめ・うぐい・にじます・かじか・うなぎ・こい・ふな 漁具漁法 竿 釣 遊漁区域 県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)			
発行者 新潟市中央区南万代町13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：緑色)

裏

注 意 事 項
1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。 (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。 (2) 関川(内共第18号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第14号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：緑色)

表

年度 遊漁承認証			
顔 写 真  (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
承認期間 自 ~ 至			
遊漁料 魚 種 こい・ふな 漁具漁法 竿 釣 遊漁区域 県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)			
発行者 新潟市中央区南万代町13-3 この券はこい・ふなに限りです。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：黄色)

様式(3)

表

平成 年度 遊漁承認証			
顔 写 真  (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
承認期間 自 H ~ 至 H			
遊漁料 魚 種 いwana・やまめ・うぐい・にじます・かじか・うなぎ・こい・ふな <u>12,000円</u> (税抜) 漁具漁法 竿 釣 遊漁区域 県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)			
発行者 新潟市中央区南万代町13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：緑色)

裏

注 意 事 項
1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。 2 本証を他人に譲渡または、貸与してはなりません。 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。 (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。 (2) 関川(内共第18号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第14号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：緑色)

表

平成 年度 遊漁承認証			
顔 写 真  (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
承認期間 自 H ~ 至 H			
遊漁料 魚 種 こい・ふな <u>5,500円</u> (税抜) 漁具漁法 竿 釣 遊漁区域 県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)			
発行者 新潟市中央区南万代町13-3 この券はこい・ふなに限りです。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
  - (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
  - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
  - (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
  - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：黄色)

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日  
新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日